

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
平成29年1月5日	阿知須運輸株式会社 法人番号(3250001001481) 代表者小川忠雄	山口県山口市阿知須字沖の原東557-3	本社営業所	山口県宇部市大字東岐波字日ノ山45番地4	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項及び第18条第3項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年5月23日及び同年6月8日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握不適切違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(7)運行管理者の選任未届出違反(安全規則第19条)	1	1
平成29年1月19日	三浦運輸株式会社 法人番号(8250001010107) 代表者三浦克己	山口県周南市浜田1丁目8-33	本社営業所	山口県周南市浜田1丁目4451-6	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	事故を惹起したことを端緒として、平成28年3月4日及び同年3月30日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(5)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
平成29年1月20日	株式会社岡山宝運送 法人番号(7260001001196) 代表者岡内一満	岡山県岡山市南区郡2984	本社営業所	岡山県岡山市南区郡2984-2、2984-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	救護義務違反に係る道路交通法108条の34に基づく通報を大阪府公安委員会より受けたことを端緒として、平成28年5月13日に監査実施。8件の違反が認められた。(1)健康状態の把握不適切違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(7)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(8)整備管理者の解任未届出違反(安全規則第13条本文関係)	4	4

平成29年1月25日	有限会社藤原産業 法人番号(3240002 030695) 代表者藤原好也	広島県三次市下布野581 -1	島根営業所	島根県益田市高津7丁目 11-27	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	一年以内における当該営業所に係る最高速度 違反件数が3件に達したため、平成29年1月 18日に監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	0
平成29年1月25日	株式会社ゆだ 法人番号(7250001 000843) 代表者河本善邦	山口県山口市大内長野4 62-1	本社営業所	山口県山口市大内長野4 62-1	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成28年7月4日及 び同年7月20日に山口労働基準監督署と合 同監督・監査。同年8月5日に監査実施。5件 の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準 の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状 態の把握義務違反(安全規則第3条第6項) (3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第 5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)(5)運転者に対する指導監督違 反(安全規則第10条第1項)	7	7
平成29年1月25日	株式会社光運送 法人番号(8250001 010445) 代表者内藤芳弘	山口県光市三井8丁目7 -11	武田構内営業 所	山口県光市大字三井字武 田2520番地1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成28年6月10日及 び同年7月7日に監査実施。5件の違反が認 められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安 全規則)第3条第4項)(2)点呼実施義務違反 (安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼 の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第 5項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)	1	1
平成29年1月27日	有限会社モリト商会 法人番号(7240002 043479) 代表者亀石盛人	広島県福山市箕島町南丘 6756-3	本社	広島県福山市箕島町南丘 6756-3	事業停止(30日間)及 び 輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	広島労働局長より自動車運転者の労働条件 改善のための通知を受けたことを端緒として、 平成27年9月3日及び同年9月9日に監査実 施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2) 健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第 6項)(3)点呼実施義務違反(安全規則第7条 第1項、第2項及び第3項)(4)特定の運転者 に対する適性診断受診義務違反(安全規則第 10条第2項)	34	34

平成29年1月30日	新興運輸株式会社 法人番号(6240001024968) 代表者松田尚人	広島市庄原市板橋町字竹之花546番地1	本社	広島市庄原市板橋町字竹之花546番地1	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	兵庫県公安委員会より道路交通法令違反の通知を受け、また、広島労働局長より自動車運転者の労働条件改善のための通知を受けたことから、平成28年2月4日に監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	8
平成29年1月31日	ウエストジャパン・ロジスティック株式会社 法人番号(8260001026589) 代表者若松賢典	岡山県岡山市南区植松487番地	本社営業所	岡山県岡山市南区植松487番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	岡山労働局長より自動車運転者の労働条件改善のための通知を受けたことを端緒として、平成28年4月26日に監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)	5	5